

佐賀県告示第六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十三年三月四日から平成二十三年四月四日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月四日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 東与賀佐賀線	佐賀市東与賀町大字田中字三本谷四 六六番一六地先から 佐賀市本庄町大字鹿子字屋敷田五七 一番一地先まで	平成二三・三・四